

15

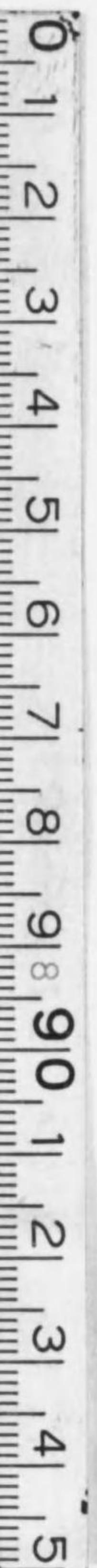
特248

865

赤松克麿著 || 國民運動パンフレット第五輯 ||

# 日本憲法と政黨政治

國民協會出版部發行



始



特248  
865

ト ツ レ フ ナ パ 動 運 民 國

赤 松 克 廉 著 〔第一輯〕

日本精神と労働運動

定 價 + 錢(送料二錢)

津久井龍雄著 〔第二輯〕

日本精神と政黨政治

定 價 + 錢(送料二錢)

赤松克廉著 〔第三輯〕

統帥權の干犯と確立

定 價 + 錢(送料二錢)

津久井龍雄著 〔第四輯〕

日本精神と青年運動

定 價 + 錢(送料二錢)

行發部版出會協民國

赤 松 克 廉 著

日本憲法と政黨政治

國民協會出版部發行



# 日本憲法と政黨政治

赤松克磨

—

立憲政治を直ちに政黨政治と解釋することは、今日、政界及び言論界に於て廣く流行してゐる意見であるが、私は日本憲法制定の精神から見て、斯くの如き解釋は妥當でないと考へるものである。憲法制定の前、明治政府の首腦者等は、時代の進運に伴ふて我國も立憲政治を採用するの必要を感じたのであるが、しかば如何なる時期に如何なる形の立憲政治を採用すればよいかに就いて並々ならぬ苦心を重ねたのであつた。そしてこの問題に就いては、當時、朝野に於て、激烈な論争が行はれたのであつた。

明治天皇もこの問題に就いては非常に御心配遊ばされて、明治九年九月六日、元老院議長岩井親王に對し、次の如き勅旨を下し給ふてゐる。

『朕爰ニ我カ建國ノ體ニ基キ廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ以テ國憲ヲ定メントスソレ宜シク汝等之カ草案ヲ起創シ以聞セヨ朕將ニ之ヲ選ントス』

明治天皇の勅旨により草案は起草されたけれども、それは御採擇にはならなかつた。しかしながら『建國の體に基キ廣

く海外各國の成法を斟酌して國憲を定むる」と仰せられたことは、日本憲法制定の根本方針が確立されたといふべきである。越えて明治十二三年頃になると、國會開設の運動は益々熾烈となり、急激なる言論が行はれ、物情騒然たるものがあつた。茲に於て十三年二月左大臣有栖川熾仁親王は、衆參議に對して立憲政體に關する意見の奏陳を求められた。これに應じて伊藤博文、黒田清隆、井上馨、山田顯義、大木喬仁などの參議等は、各々文書を以て詳細な意見を奏陳したのであるが、彼等の意見の内容は區々ではあつたけれども、左の二點に就いては一致してゐたのであつた。

一、制定せらるべき憲法は、我國體を尊護とし、君主の大權を政治の中心とすること

二、國會開設の時期は、これを急いで大事を誤ることのないこと

彼等重臣等の意見は、明治九年の勅旨の精神に副ふものであつて、日本憲法は、あくまでも我が國體に立脚し、天皇を中心主義に立つて制定されなければならぬと考へたのであつた。そしてこの意見の反面には、英國流の議會中心主義、換言すれば議會に於ける多數黨の首領が必ず内閣を組織すべしといふ政黨内閣主義を排斥することを意味したのであつた。

當時、國會開設論者の中には、佛蘭西流の主張をなすものと英國流の主張をなすものとの二派が有力であつて、一部には米國流の主張をなすものもあつた。佛蘭西流の自由民權論者は、薩長の藩閥專制政府を打倒して、人民の權利自由を確立すべきことを呼號したのであつて、立憲政體として如何なる政治機構を作るべきかといふ具體的主張を有しなかつた。そしてその首領は板垣退助であつたが政府首腦部には一人の共鳴者もなかつた。ところで英國流の論者は、英國の憲政を模範とする政黨内閣主義を樹立すべしといふ積極的主張を有し、その派の中心として參議大隈重信が控えてゐた。故に憲法問題が白熱化してくると、必然的に先づ政府部内に於て日本主義者と英國主義者とが對立抗争を起さざるを得ないことにになつた。

## 二

先きに有栖川熾仁親王が衆參議に對して立憲政體に關する意見の奏陳を需められた際、獨り大隈重信だけは直ちに意見書を出さなかつた。それで特に御催促を受けて十四年三月に至り提出したのが問題となつた「國會開設奏議」である。この大隈の奏議が英國流の憲法精神に立脚してゐることは一見して明白である。奏議の中に次の如き文句がある。

「立憲ノ政治ニ於テ輿望ヲ表示スルノ地所ハ何ソ國議院是ナリ。何ヲカ輿望ト謂フ議員過半數ノ屬望是ナリ。何人ヲカ輿望ノ歸スル人ト謂フ過半數ヲ形ル政黨ノ首領是ナリ。抑國議員ハ國人ノ推撰スル者ニシテ其ノ思想ヲ表示スル所ナルカ故ニ、其推撰ヲ被リタル議員ノ望ハ則チ國民ノ望ナリ。國民過半數ノ保持崇敬スル政黨ニシテ其領袖ト仰慕スルノ人物ハ是豈輿望ノ歸スル所ニアラスヤ。然則チ立憲ノ治體ハ是レ 聖主カ恰當ノ人物ヲ容易ニ叡鑒アラセ玉フヘキ好地所ヲ生スル者ニシテ、獨リ鑒識抜撰ノ勞ヲ免レ玉フノミナラス、國家ヲシテ常ニ康寧ノ慶福ヲ享有セシムルヲ得ヘキナリ。何トナレハ斯クシテ撰用セラレタル人物ハ人民參政ノ地所ナル國議院ニ於テ過半數ヲ占有スルカ故ニ、外ニハ則チ立法部ヲ左右スルノ權ヲ握リ又恩主ノ恩寵ヲ得テ政府ニ立チ自黨ノ人物ヲ顯要ノ地ニ配布スルカ故ニ、内ニハ則チ行政ノ實權ヲ操ルヲ得ヘシ。是ヲ以テ内外戻ラス。庶政一源ヨリ發シ事務始テ整頓スヘケレハナリ。」

「夫ノ有名ノ立憲國ナル英國ノ如キモ、千七百八十二年以前ハ則是ノ如キ狀勢ナリシナリ。然レトモ積年累歲ノ經驗ヨリ、同年以降ハ君主モ輿望ヲ察シテ顯官ヲ撰用シ、國議院中多數政黨ノ首領タル諸人ニ重職ヲ授與スルニ至レリ。然リシヨリ以來ハ政府議院ノ間ニ於テ復タ軋轢ノ迹ヲ見ル事能ハス。同國政黨ノ爭ハ常ニ議院ニ於テスルモ復タ政府ニ於テセサルニ至レリ」

大隈參議の奏議は、右に示す如く英國流の政黨政治を主張すると共に、國會開設の時期について急進論を唱へ、明治十

五年の末に選舉を行ひ、十六年を以て國會を開設すべしと主張したのであつた。彼の奏議は忽ち閣議に大波瀾を生じ、他の參議は凡てこれに反対し、伊藤博文の如きは最も強硬なる反対論者であつた。その結果、明治十四年十月十二日御前會議が開かれ、衆議一決し、明治二十三年を期して國會を開設する旨の勅諭が發せられたのである。そして同日大隈參議は官を免ぜられ、彼の指導下にあつた矢野文雄、牛場卓造、犬養誠、尾崎行雄、小野梓等々の官僚は相率ひて下野したのである。これが有名なる明治十四年の政變であるが、この政變は英國主義の決定的敗北を語ると共に、日本憲法制定の精神が英國式立憲政治を排して、我が國體に基く天皇中心主義に立つべきことを明確にしたのであつて、實に我國憲政史上の劃期的事件であつた。

### 三

大隈一派が下野した後、岩倉右大臣は他の重臣等と相談して、憲法起草に關する綱領を定めた。その主要なるものは次の通りである。

#### 綱 領

- 一、欽定憲法ノ體裁ヲ被用事
- 一、漸進ノ主義ヲ失ハサル事
- 一、帝室ノ繼嗣法ハ祖宗以來ノ模範ニ依リ新ニ憲法ニ記載スルヲ要セサル事
- 一、聖上親ラ陸海軍ヲ統率シ外國ニ對シ宣戰媾和シ外國ト條約ヲ結ヒ貨幣ヲ鑄造シ勳位ヲ授與シ恩赦ヲ行ハセラルル等ノ事
- 一、聖上親ラ大臣以下文武ノ重臣ヲ採擇シ及進退セラルル事

附、内閣宰相タルモノハ議員ノ内外ニ拘ラサル事

内閣ノ組織ハ議院ノ左右スル所ニ任せサルヘシ（以下略）

右に示した綱領を明かにするために、別に三通の意見書が刷へられてある。この意見書は、英國流の政黨政治を批判しこれを我國に移入せしめてはならないことを詳細に論じたものである。その中から一二三節を抜萃して左に掲げる。

『國五ハニ議員多數ノ爲ニ制セラレ、政黨ノ贏輸ニ任シ、式ニ依リ成說ヲ宣下スルニ過キシテ、一左一右寃モ風中ノ旗ノ如キノミ。故ニ名ハ行政權専ラ國王ニ屬スト雖、其實ハ行政長官必ズ議員中政黨ノ首領ニ取ルヲ以テ、行政ノ實權ハ實ニ議院ノ政黨ノ把持中ニ在リ、名ハ國王ト議院ト主權ヲ分ツト稱スト雖、其實ハ主權専ラ議院ニ在リテ國王ハ虛器ヲ擁スルノミ。英國ノ語ニ、國王ハ國民ヲ統率スト雖モ自ラ國政ヲ理セスト云フ是ナリ。其實形寃モ我カ中古以來政治ノ實權武門ニ歸シタルト異ルコトナシ』

『今我カ國ニ於テ立憲ノ政ヲ起シ國會ヲ設立セント欲セハ、事誠ニ新創ニ係ル、是レ宜シク一進シテ英國ノ政黨政府ニ模倣シ、執政ノ進退却テ議院ノ多數ニ任スヘキカ、又ハ宜シク漸進ノ主義ニ本ツキ議院ニ付スルニ獨リ立法ノ權ノミヲ以テシ、行政長官ノ組織ハ專ラ天子ノ採擇ニ屬シ、以テ普國ノ現況ニ比擬スヘキカ、此二様取捨ノ間ハ今日ノ廟謨以テ永遠ノ基本ヲ立テ百年ノ利害ヲ延クヘキ者ニシテ最要至重ノ問題ナリ』

『内閣執政ヲシテ天子ノ選任ニ屬セシメ、國會ノ爲ニ左右セラレサラント欲セハ、左ノ三項ヲ憲法ノ明文ニ掲クヘシ。其ノ一ハ、天子ハ大臣以下勅任諸官ヲ選任シ及之ヲ進退スル事ナリ。其ノ二ニハ、宰相ノ責任ヲ定メ、其ノ連帶ノ場合ト各個分擔ノ場合トヲ分ツ事ナリ。其三ハ、歲計豫算ニ付テ政府ト國會ト協同セサルトキハ、前年ノ豫算其効ヲ有スル事ナリ。』

岩倉公は當時の國會開設論者から立憲政治反對の保守主義者のやうに見られ、急進主義者から襲撃されるやうな事件も

起つた程であつたが、公の眞意は憲政は施かねばならぬが、徒らに外國模倣の制度を採用すると、我が國體に抵觸し、その結果、中世の武門政治に代へるに政黨政治を以てするやうな危険を慮るに在つたのである。大隈參議が政府を去つて以來、廟議は大權中心主義の憲法を制定することに決定したのであるが、岩倉公の示した綱領及び意見書は、日本憲法は基礎案を確定したものと見るべきであつた。従つて其れ以後憲法制定までの過程は何の波瀾もなく進行したのであつた。

#### 四

我國は立憲國としては後進國であるから、憲法制定に就いて先進諸國の成文憲法を参考としたことは當然であつた。たゞ我が國體に立脚しつゝ諸外國の成文憲法を参考するところに當局者等の苦心が存したのであつた。前に示した岩倉公の意見書の中にも、英國の政黨政治に模倣すべきか、プロシヤの君主中心政治に比擬すべきか、これが重要問題だと云つてゐるが、明治政府の首腦者等が英國流の政黨内閣主義を排斥する反面に、プロシヤの憲法に多大の贊意を寄せてゐたことは明かである。その理由は、プロシヤの憲法が君主の大權を尊重して構成されてゐたので、我が國體から見て、最も近い参考資料だと認めたからであつた。

明治十五年三月三日、伊藤博文は勅旨を賜ふて憲法制度研究のため歐洲に赴くことになつた。その勅旨の中に「立憲ノ政體ヲ大成スルノ規模ハ固ヨリ一定スル所アリト雖、其ノ經營計畫ニ至テハ各國ノ政治ヲ斟酌シテ以テ採擇ニ備フルノ要用アルカ爲ニ、今爾ヲシテ歐洲立憲ノ各國ニ至リテ其ノ政府又ハ碩學ノ士ト相接シ其組織及實際ノ情形ニ至ルマテ觀察シテ餘縁ナカラシメントス」云々と仰せられて居る。即ち伊藤公は、我が國體に立脚する既定方針の下に各國の立憲制度も視察研究して來いと命ぜられたのである。

伊藤公が海外視察中最も感化を受けたのは獨逸と奧太利とであつた。既に最初から獨逸流の立憲政治の研究に最も力を

注ぐ心算であつたのであらうと思はれる。伊藤公が獨逸から岩倉公に宛てた書面の中に次のやうな言葉がある。

「着歐以來、僅々二ヶ月半に御座候へ共、獨逸にて有名憲法學師グナイストに就て、一週間三回の談話を爲すを得、外一法師と共に、一週間三回宛獨逸國の憲法より、政府百般の組織、地方自治の限界等に至る迄、法學上の順序に據り、講窮仕、大要不殘筆記仕候故、追て諸公の瀏覽にも可供心得に御座候、今暫くの間は維納府に滯在、當國の大學師スタンに就て同氏の議論を聞き可申心得に御座候、グナイスト・スタン兩氏は、當今の大學者にして、勿論其著述頗浩瀚、各國學者仲間の尤賞讃する所の人物に御座候」

更に同じ書面の中で、スタン氏の説の概略として次の如く語つてゐる。そしてこの説に對し伊藤公は「小生の感格を興起せしめ申候」と述べてゐる。

『三國（英佛獨）何れも議政體なれども、其精神大いに異なるものあり。英人の説く所は、政府なるものは、國會に於て衆論の多數を占めたる黨派の首領たるもの政を施設する所と云、佛人は、政府は國會衆議の臣僕なりと云、獨人は、政府たる者は衆議を探るも、獨立行爲の權ありと云ふ、若し此の獨立行爲の權なければ、國會若し其國費を供給せざる時は手を束ねて國政を放擲せざるを得ず、豈に斯の如きの理あらんや。況んや君主は立法行政の大權を親ら掌り、君主の認可を得ずして一も法律と爲る者なく、君主の許諾を得ずして一も施設することのなき主腦たるに於てをや』云々。

當時、民間の急進論者達は、伊藤公はプロシヤ憲法を眞似て日本憲法を作り、そしてビスマルク流の專制政治を行ふ考だと非難したのであつた。しかし伊藤公にして見れば、あくまで國體尊重の立場から、我が國體に最も距離のある英國主義を棄て、比較的その距離の近いプロシヤ主義を参考としたにすぎないのである。今日、立憲政治即政黨政治なりと斷定して、政黨政治に反対するものを以て憲政を否定し專制政治を謳歌するものなりとする聲を聞くが、かくの如き聲は既に憲法制定以前に於て英國主義に追随する論者から放たれた非難であつた。

明治二十二年二月十一日、紀元節を期して憲法發布の大典が挙げられた。この大典に際し、天皇は先づ、皇祖皇宗の御神靈に對して御告文を奏し給ふたが、その御告文の中に次のやうな御言葉がある。

「顧ミルニ世局ノ進運ニ膺り人文ノ發達ニ隨ヒ宜シク 皇祖 皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所トナシ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ廣メ 永遠ニ遂行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス」

また大典に於て御朗讀あらせられた勅語の中に次の如き御言葉がある。

「惟フニ我カ祖、我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ依リ我カ帝國ヲ肇、迄シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ輝アル國史ノ成績ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ」

日本建國以來の歴史が、君民の『協力輔翼』に依りて築かれて來たことは、勅語に示された通りである。元來日本國家は典型的な民族的共同體であつて、一君萬民といひ君民一致といふことは、天皇を中心とする純一の民族的組織體を表現する言葉である。この國體を時代の進運に伴ふて強化するため、『臣民翼賛ノ道ヲ廣メ』給ふ制度として、天皇親ら制定し給ふたのが日本憲法である。故に日本憲法は、君主と人民との對立抗争から生じたものではなく、そして君主の權限を奪つて政黨が取つて代るための規定として作られたものでもなく、君民一致の傳統的國體を益々明徴にするがために、天皇の政治を臣民が輔翼し奉る道を擴大されたにすぎないのである。

勅語の中に『其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ』と仰せられて居るが、天皇を中心とする國民の和衷協同が日本憲政の精神でなければならぬ。即ち一國一體は我が建國の精神であり、この精神を時代の進運に伴ふて政治的に擴充して行くのが日本の立憲政治でなければならぬ。君主と人民とが政權を爭ひ、また人間の間に幾つかの政黨が對立抗争して政權争奪を演ずるが如きことは、日本憲法の精神を冒瀆するものでなければならない。況んや日本の憲政を以て直ちに英國流の政黨政治なりと解するが如きは、思はざるの甚しきものである。斯くの如き論者は、日本の國體と英國の國體とを混同したものである。

## 六

日本憲法制定の精神が、英國流の政黨政治を排斥してゐることは以上の叙述によりて明かであるが、憲法制定に參畫した明治政府の首腦部は、立憲政體を樹立する結果として、政黨が發生するのは必然と見たやうである。しかし政黨によりて國政が左右せらるべきではなく、政府は政黨に超然として、一定の政治方針に進むべきだと考へた。憲法の發布された翌日、總理大臣黒田清隆は地方長官を鹿鳴館に招き、一場の演説を試みたが、その中に次のやうな言葉がある。

「憲法ハ敢テ臣民ノ一辭ヲ容ル、所ニ非ルハ勿論ナリ、唯々施政上ノ意見ハ人々其所說ヲ異ニシ、其合同スル者相投シテ團結ヲナシ所謂政黨ナル者ノ社會ニ存立スルハ亦情勢ノ免レサル所ナリ。然レトモ政府ハ常に一定ノ方向ヲ取り、超然トシテ政黨ノ外ニ立チ、至公至正ノ道ニ居ラサル可ラス。各員宜シク意ヲ此ニ留メ、不偏不黨ノ心ヲ以テ人民ニ臨ミ、撫馴宜シキヲ得、以テ國家隆盛ノ治ヲ助ケンコトヲ勉ムベキナリ」

また越えて二月十五日、樞密院議長伊藤博文は府縣會議長を官邸に招いて演説を試みたが、その中に次の言葉がある。

「苟モ帝國議會ノ議員タルモノハ、自己ノ選舉セラレタル一部ノ臣民ヲ代表スルニアラスシテ、全國ノ臣民ヲ代表シ、

敢テ里ノ利害ニ躊躇セスシテ、汎ク全國利害得失ヲ洞察シ、専ラ自己ノ良心ヲ以テ判断スルノ覺悟ナカルヘカラス、然リト雖モ互ニ其意見ヲ異ニスルニ至テハ勢ヒ黨派ヲ生スヘシ。蓋シ議會又ハ一社會ニ於テ、黨派ノ興起スルハ免レ難シト雖モ、一政府ノ黨派ハ甚タ不可ナリ』

『苟モ政府タルモノ其ハ彼黨ノ爲ナリ此ハ我黨ノ爲ナリトシテ自黨ヲ庇護スルコトアルヘカラス。却テ政府ハ我國威ヲ宣揚シ、内ニ對シテハ臣民一般ノ幸福ヲ増進スルコトヲ念ハサルヘカラス。是レ政府當行ノ責守ニシテ政府其モノノ固有ノ義務ナリトス』

『歐洲一種ノ學者中ニハ、王ハ一國ヲ統フルモ一國ヲ治セスト唱フルモノアリ、英國ノ政體ハ即是ナリ。我日本ノ政體ニ於テ、天皇ハ一切ノ國權ヲ總攬シテ此國ヲ統治シ給フテ以テ、宰相ノ進退ニ勅裁ニ出テサルヘカラス、素ヨリ衆望ニ協フト否ラサルト又能不能トノ如キモ、陛下親ラ裁鑒シ給フ所ナリ。而シテ宰相ハ一國ノ責任ヲ帶ヒ國家ノ安危ヲ擔フニ堪フルノ才能ヲ舉用セラルヘキハ亦論ヲ待タサルナリ。今後議會ヲ開キ政治ヲ公議輿論ニ問ハントスルニ當リ、遽ニ議會政府即チ政黨ヲ以テ内閣ヲ組織セント望ムカ如キ最モ至險ノ事タルヲ免レス。蓋シ黨派ノ利害ヲ說クモノ少カラスト雖モ既ニ一國ノ基軸定リ政治ヲシテ公議ノ府ニ據ラシムルニハ充分ノ力ヲ養成スルヲ要ス。若シ此ノ必要ヲ缺キテ容易ニ國本ノ根本ヲ搖撼スルカ如キコトアラハ、將來ノ不利果シテ如何ソヤ。是レ予ノ私カニ憂慮スル所ナリ』

## 七

一體、我國の國會開設運動といふものは、民選議院設置の建白以來、薩長の藩閥政府に對する反感から起つてゐる。明治維新以來、引き續いて政府の首腦部を占めたものは薩長兩藩の志士であつた。であるから政府に地位を獲なかつた者、また政府から脱落した者などは、薩長の獨占する政府に反抗する勢ひを作つて來た。一方には外國の自由思想がドシ／＼

輸入されて當時の青年知識階級を刺戟した結果、彼等は藩閥の專制政府を打倒して、立憲政體を確立し、人民の自由と権利を伸張しなければならぬと考へた。故に國會開設の運動は、薩長に對立する政治勢力と外國思想に刺戟されて自由を要望する國民的潮流とが結びついて、こゝに熾烈なる運動となつて政府に肉迫したのであつた。

いよいよ立憲政治が布かれてからも、藩閥政府反対の氣勢はゆるまなかつた。政府反対の政治勢力は、議會政治を通じて藩閥政府を打倒しやうと努めた。從つて最初の議會から政府と議會との衝突は免れ難き形勢にあつたのである。しかし立憲政治最初の内閣總理大臣山縣公は、政府が議會と衝突して議會を解散することを欲せず、いろいろ苦心を凝した揚句遂に政府反対黨と妥協して辛うじて議會を切り抜けたのである。だが山縣公は嫌氣がさして、間もなく内閣總辭職となつた。その後に出現したのが松方内閣であるが、この内閣は前内閣と違つて、斷乎たる態度を以て議會に臨んだ結果、遂に議會と衝突して議會の解散となり、有名な明治二十五年の選舉大干渉となつた譯である。

斯くの如く、我國の立憲政治は、その出發點からして政府と議會（政黨）との對立抗争を演じた。明治天皇が憲法發布に際して訓示せられた『協力輔翼』『和衷協同』の精神はどこにも認められず、却つてその正反対の現象を呈するに至つた。政府が政黨と抗争するばかりでなく、政黨は政黨同志で自由黨だ改進黨だといつて對立抗争に浮身をやつした。松方内閣が辭職した後、伊藤内閣が出現したが、これもまた議會と衝突した。時恰も日清戰爭直前であつて、政府は海軍擴張案を議會に提出したのであるが、議會に多數を占むる自由黨と改進黨とは共同戦線を張つて、製艦費全部を削除してしまつたのである。そればかりでなく衆議院は政府彈劾の上奏案を通過し、衆議院議長星亨はその上奏案を閣下に捧呈したのであつた。

政府は非常に困つて、この事態に對する措置に關して、明治天皇の聖斷を仰ぐより外に道は無かつた。明治二十六年二月十日、天皇は各國務大臣、樞密顧問官、貴衆兩院議長を宮中に御召しになり、詔勅を賜り、その結果事態は一變して政

府と議會とは調和することになつた。その詔勅の中に「朕ハ閣臣ト議會トニ倚リ立法ノ機關トシ其各種域ヲ慎ミ和協ノ道ニ由リ以テ朕カ大事ヲ輔翼シ有終ノ美ヲ成サンコトヲ望ム」と仰せられ、また國防の事は一日を忽にすることは出来ないから、向ふ六年間、毎年三十萬圓宛を御内帑金の中から節約して製艦費として下賜され、官吏には俸給の十分の一宛を製艦費として納めしめることを仰せ出された。議員は泣いて詔勅に服従したのであつた。

## 八

日清戰爭の重大事を前に控へながら、政府と政黨とが議會に於いて依然として對立抗争を繰り返し、そして畏れ多くも和衷協同を論された詔勅によりて辛うじて抗争から妥協に導かれたことは、日本憲法制定の精神に反するものでなければならぬ。こゝに於いて政府の首腦者等は政黨對策について苦慮を重ね、就中伊藤公の如きは、その苦い經驗から政黨對策に對して最も強い關心を持つたのであつた。山縣公は飽くまで超然主義に立ち、政黨は操縦すべきもの、利用すべきものと考へたのであるが、進歩的頭腦の所有者である伊藤公は、更に一步を進め、自ら政黨に身を投じてその改善を志すに至つた。伊藤公は自由黨の幹部等と接近し、山縣公等の反対ありしにも拘らず遂に明治三十三年の八月、自ら總裁となつて政友會を組織するに至つたのである。

伊藤公が政友會を組織する前、明治三十年から三十三年にかけて、各地に遊説して立憲政治の意義を國民に説いた。そのとき長野市城山館に開かれた長野參議會に於いて演説を試みてゐるが、その中に次のやうに語つてゐる。(明治三十二年四月十二日)

「外國の憲法は多くは上下の輶轡に成つたものである。而して我國の憲法の成つた所以はどういふ譯かといふと、國力を歸一し、上下一致の力を以て、此の昭代の日本國を保つための必要から起つてゐるので、即ち君民合體しやうといふ目

的から起つてゐるのであります。それを學者或は政論を主張する者が往々誤解して、歐羅巴の憲法の歴史や其の有様を學ばんと欲するのは、何等の狂者か、實に驚き入つたことである」

伊藤公は、日本憲法は君民一致、國力統一の精神から生れたものであつて、此の點外國憲法と趣の異なる所以を力説してゐる。『我國に於ては決して皇室が專制を極めて非常な虐政を行つたといふことは昔よりないのである。多少の民權論は起つたであらうが、その民權論があるがために已むを得ずして持へた憲法ではない』と語つてゐる。伊藤公のこの解釋は至當であつて、憲法發布に際して下し賜ふた勅諭の精神に副ふものである。ところで政黨に就いて如何なる見解を有したかといふに、政黨發生の已むべからざることは認めてゐるが、政黨政治を肯定してゐない。曰く、

『政黨の樹立は勿論已むべからざるものであるから、政黨なるものは遂に起らざるを得ぬとまで私は斷言して憚らぬのである。如何となれば、政黨が政見を異にする以上は、其仲間が合同して居らぬといふと甚だ不便である。人々に就いて其政見を聞くなどと云ふ迂遠な事が出来る譯のものではない。合同して居れば彼等の政見は如何なるものであるかといふことを直ちに知ることが出来る』

## 九

伊藤公は政黨の發生は已むを得ずと見たけれども、政黨たるものを見重視してはいけないと考へてゐた。そして政黨が躍氣となつて黨派争ひに凌駕することを堅く警めた。前に揚げた長野市に於ける演説中にも次の如く語つてゐる。

『吾輩は今時の政黨を見て居るが如くに、政黨は重いものではないと思ふ。唯々意見の異同と解釋すれば宜しいのであるが、動もすると、從來此政黨などに實驗のない日本であるから、どうも日本の政黨は甚だお氣の毒であるけれども、私の目から見た時には、どうも源平の争をするが如くに、鬼角見えて居る。是れ大なる間違

ひである。政権争奪の上のみに着眼して居るのは、如何なる譯であるか、決して然様な譯のものではないのである」

「また同じ年の五月十五日、大分市の蓬萊館に於ける演説中に次の如く說いてゐる。

「私は春來各地を二三縣歩いて見た所が、實に意外の事に遭遇することが多い。當縣などはさういふ事に立至つて居らぬであらうと考へるのであるが、黨派軋轔の結果、或る所に於ては水害があつて異常なる困難を蒙むつて居るにも拘らず縣會や何かに多數の勢力を占めて居れば、其の復舊の工事すらせぬといふことになつて居る。甚だしきに至つては其弊害といふものが實に見るに忍びざるものがある。政黨なども中央政府の政治を争ふて、其利害を明かにするといふまでは宜しいけれども、遂に斯の如くにして行き居ると、黨派の軋轔の結果が——此れは先日信州に於ても私が言つたことであるが——到底敵討の政治になりはせんかといふことを恐るゝのである。甲の黨派が勢力を得て居る時には己れ獨り事を恣にし、而して其勢力を失したと云ふ時には、乙の黨派が政治を執つて、豫ねて酷い目にあつた敵討をする。敵討をするのには封建の時代には矢來を結つて其中でやつたが、日本帝國の議會をして、矢來を結つた所の敵討場の如くされでは堪らぬと考へるのである。此等は政黨も自ら省みて、改良する所がなければならぬ』

『今の政黨の如く、源平や新出足利の争ふたが如き争をするといふことは、此の文明の政治、憲法政治の下に於て其の仕方方法が極端であると思ふ。政黨なるものは、もう少し軽く見なければならぬ。餘り政黨者流も自ら見ることが重過ぎるし、他よりこれを見る者も亦重過ぎてゐる。政見の異同は到底多數の國民であるから免れねけれども、今日のやうに政黨といふものの觀念が強過ぎて來ると、遂に源平の争を見るやうなことになつて、誠に國家のために望ましからぬことと思ふのである』

伊藤公は明治の元勳中では、最も政黨に對して好意を寄せた人であつたが、當時既に現はれつゝあつた黨派的政争の弊害については大いに心配した。政黨が源平式に對立して極端な政争に没頭する狀態を憂慮して、これを改善せねばならぬ

と考へた。一方伊藤公が政黨に理解があるのであるといふので、星亨、片岡健吉、林有造、松田正久といふ自由黨系の人々（當時憲政黨）は、伊藤公の如き人物を黨首として迎へたならば、政黨も發展するだらうと思ひ公に接近して入黨を勧説した。これに對して伊藤公が考慮の末、自分の意見を示した草稿がある。その中に「頗るに余不敏、亦聊か報效を萬一に期す而して政黨改善の必要を感じるに於て、諸君と殆んど其希望を一にするを喜ぶ」と述べてゐる。

しかしながら伊藤公は既成政黨に入るのを好まなかつた。むしろ新政黨を組織してやつて見やうといふ意が動いた。それで星亨等の勧説は拒絶したが、他日新政黨を作るときは諸君も大いに助けて貰ひたいと語つた。その後間もなく伊藤公を首領とし、自由黨系の勢力を足場とする政友會が生れた。

#### +

前にも述べたやうに、伊藤公は政黨の弊害を大いに憂へて、何んとか政黨を改善しなければならぬと考へ、その結果、自ら政黨人とならうと決心して政友會を作つたのである。明治三十三年八月廿九日、伊藤公は芝紅葉館に於て、左の如き政友會創立の趣旨を發表した。

『帝國憲法の施設既に十年を経て、其効果見るべきものありと雖も、輿論を指導して善く國政の進行に貢獻せしむる所以に至りては、其道未だ全く備らざるものあり、即ち各政黨の言動或は憲法の既に定めたる原則と相扞格するの病に陥り或は國務を以て黨派の私に殉するの弊を致し、或は宇内の大勢に對する維新の宏謨と相容れざるの陋を形し、外帝國の光輝を揚げ、内國民の篤信を繋ぐに於て多く遺憾あるを免れざるは、博文の久しく以て憂としたる所なり、今や同志を集合し其遂行する所の趣旨を以て世に質すに當り、聊か黨派の行動に對して予が希望を披陳すべし。

抑闇臣の任免は憲法上の大權に屬し、其簡拔擇用或は政黨員よりし或は黨外の士を以てす、皆元首の自由意志に存す、

而して其の己に舉げられて輔弼の職に就き献替のことを行ふや黨員政友と雖も決して外上より之に容喙するを許さず、苟も此の本義を明にせざらむ乎、或は政機の運用を誤り、或は權力の爭奪に流れ、其害言ふべからざるものあらんとす、予は同志を集むるに於て全く此の弊賛の外に超立せしむることを期す、凡そ政黨の國家に對するや其全力を擧げ一意公に奉するを以て任とせざるべからず、凡そ行政を刷新して以て國運の隆興に伴はしめんとせば、一定の資格を設け、黨の内外を問ふことなく、博く適當の學識經驗を備ふる人才を收めざるべからず。黨に員たるの故を以て地位を與ふるに能否を論ぜざるが如きは斷じて戒めざるべからず、地方若は團體利害の問題に至りては亦一に公益を以て準と爲し、緩急を按じて之が施設を決せざるべからず、或は鄉黨の情實に泥み或は當業の請托を受け、與ふるに黨援を以てするが如きは断じて不可なり、予は同志と共に此の如き陋套を一洗せんことを希ふ。

政黨にして國民の指導たらんと欲せば、先づ自ら戒飾して其紀律を明にし其秩序を整へ専ら奉公の誠を以て事に從はざるべからず、博文竊に自ら揣らす、同志と立憲政友會を設て黨派の宿弊を革めむことを企つるもの、區々の心聊か帝國憲政の將來に裨補して奉效を萬一に希圖せむとするに外ならず、茲に會の趣旨とする要領を具し以て天下同感の士に問ふ

## 十一

伊藤公は山縣公等と違つて、最も政黨に好意があり、そして其の心境も一步一步政黨に接近したにも拘らず、依然として英國流の政黨政治には贊成しなかつた。政友會創立の趣旨の中で「閣臣の任免は憲法上の大権に屬し、其の簡拔擇用は或は政黨員よりし或は黨外の士を以てす、皆元首の自由意志に存す」と述べてゐる所を見れば、議會の最大多數黨が内閣組織の大命を賜るといふ英國流の憲政常道論とは異つてゐる。そして「その己に舉げられて輔弼の職に就き献替のことを行ふや黨員政友と雖も決して外より之に容喙するを許さず」と云つてゐるのは、政黨政治、議會中心政治の明確なる否定で

ある。

若し英國流の政黨政治を肯定すればどうなるか、これを伊藤公の言を以てすれば「或は政機の運用を誤り、或は權力の争奪に流れ、其害云ふべからざるものあらんとす」であつて、伊藤公の認識は極めて適確である。公の見解によれば、政黨なるものは「輿論を指導して善く國政の進行に貢献せしむる」機關であり、「國家に對するや其全力を擧げ一意公に奉するを以て任と」すべきものである。しかるに『或は國務を以て黨派の私に殉するの弊を致し、或は宇内の大勢に對する維新の宏謨と相容れざるの隙を形し』その結果、國民の信望を失墜するが如きは、斷じて政黨の本義ではないのである。

思ふに伊藤公の主張は、人材内閣主義であつて、若し政黨中に人材あらば、これを簡拔すべしといふのである。そして天皇を中心とした人材内閣は、議會乃至政黨から超然として一定の國策を立て、議會乃至政黨の協賛によつてこれを遂行し、議會乃至政黨は、無私奉公の精神を以て國策遂行のために協賛の實を擧ぐべしといふのである。議會中心政治若くは政黨中心政治ではなくして、あくまでも天皇を中心とした人材政治であつて、議會乃至政黨は、天皇中心政治を翼賛する以上のものであつてはならないといふのである。

君民一體の實を擧げることが、日本憲政の本義であるならば、政黨は宜しく國民の輿論を正しく指導して、以て天皇政治を翼賛する誠意が無ければならぬ。しかるに各政黨が黨利黨略に立つて源平式に對立抗争し、買收と干渉によつて政權争奪に没頭するが如きは、全く日本憲政を破壊するものと云はねばならぬ、しかもかくの如き有害無意義なる對立抗争の政黨形態を以て、憲政の前途なりとするが如きは、驚き入つたる暴論でなければならぬ。政黨政治に對する伊藤公の憂慮は、三十年後の今日に至つて、十分なる實證によつて裏書されたのである。

十二

政友會總裁としての伊藤公は、殆んど所期の目的を達することは出来なかつた。二年の後、明治三十五年七月十一日、勅命により、政友會を去つて樞密院議長の職に就いた。政黨總裁としての伊藤公の業績は全く失敗と見て差支ない。公の如き人傑を以てしても、政黨を改善するが如きことは不可能だつたのである。そして其後に於ける政黨の内容は、改善されるどころか、益々不健全に發達し、遂に純然たる英國流の政黨政治形態が確立されるに至つた。そして政黨政治家は此の英國流の政治形態を以て憲政の常道なりと宣傳し、この政治形態を擁護することを以て、恰も議會政治そのものを擁護するものであるかの如き觀念を國民に植えつけんと努力した。

伊藤公は、政見の異同によつて結ばれるものが政黨であつて、これを重く視るのは不可であると說いた。若し代議士が院内に於て、政見の異同により、幾つかの緩るやかなる俱樂部的集團を作り、そしてそれが固定的なるものでなく、時と事情とにより、容易に離合する性質のものであれば、決して黨弊といふものは生じないのである。そして斯くの如き性質の政黨が、政權爭奪の意圖でなく、翼賛の赤誠を以て政府の施政を批判し献策するならば、そこに始めて君民一體の日本立憲政治が花を開くのである。日本憲法制定の精神から見て、英國流の政黨政治を模範とする憲政常道論が根本的に誤謬であり、従つてこれが支柱をなす既成政黨の解消が當然なることは自明の理でなければならぬ。立憲政治といへば、英國流の政黨政治を以て唯一の正道なりとし、それ以外の政治形態は、凡て專制政治であり、ファウシヨであると誣ひるが如きは、日本憲法制定の精神を蹂躪するものである。日本には日本の國體と歴史とに基く日本獨得の立憲政治が行はるべきであると信する。我々は一切の政治的集團の解消を主張するものではない。我々は英國流の政黨政治を憲政常道なりとする政黨を解消することが、日本憲政確立の基礎工作なりと考へるものである。

（完）

日本憲法と政黨政治	定 價 十 錢
著 者 赤 松 克 麟	送 料 二 錢
發 行 人 會 田 基 作	
東京市麹町區内幸町一ノ六 商興ビル一號館	
發 行 所 國 民 協 會 出 版 部	
電話銀座五二三番 振替東京四〇三二五番	
印 刷 所 政 治 經 濟 時 論 社 印 刷 部	
東京市牛込區市谷本村町四 印 刷 所 政 治 經 濟 時 論 社 印 刷 部	
昭和九年二月二十五日印刷納本	
昭和九年三月七日發行	

終